

香取市教育委員会会議録

令和6年8月定例会議

- | | | | |
|---|-----------|--|-----------------------|
| 1 | 期 日 | 令和6年8月22日（木） | 開会 午後2時
閉会 午後2時36分 |
| 2 | 場 所 | 香取市役所5階 504会議室 | |
| 3 | 出席委員 | 教育長 堀 越 洋
教育長職務代理者 熱 田 昇
教育委員 芦 田 優 子
教育委員 伊 藤 博 和
教育委員 鳥 次 由紀子 | |
| 4 | 傍聴者 | なし | |
| 5 | 出席職員 | 教育次長 本 宮 茂 幸
教育総務課長 木 内 英 子
学校教育課長 高 橋 進
生涯学習課長 伊 藤 教 文
生涯学習課副参事 菅 生 和 代
香取市学校給食センター次長 林 千 鶴
教育総務課教育総務班長 大八木 奈津子 | |
| 6 | 開会宣言 | 堀越 教育長 | |
| 7 | 会議録署名人の指名 | 鳥次 委員 熱田 委員 | |
| 8 | 前回会議録の承認 | 令和6年7月定例会議録を承認 | |

9 教育長報告

教育長

項目だけの教育長公務報告書がありますが、その中から主なものを報告させていただきます。

7月26日 香取地区部活動・地域クラブガイドライン検討委員会

部活動の地域移行に関し、香取地域（香取市、多古町、東庄町、神崎町）で同じガイドラインを作ろうということで、香取地区の教育長、事務担当者が集まり話し合いを行いました。部活動の地域移行を香取地区全体で行うことによって、将来的には色々な種目ができ、生徒が市町を超えて休日の部活動に参加できるようにすることを目的としてガイドラインの作成を行ったものです。

千葉県では、令和5年3月に「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、その中で地域で連携しながら部活動の地域への移行を推進することが示されています。今回の会議では、県のガイドラインを参考に、地域移行への環境整備、休養日の設定など、活動の指針が話し合われました。

7月30日 第1回香取市いじめ問題対策連絡協議会

第1回香取市いじめ問題対策連絡協議会が開催されました。先月行われた、香取市いじめ問題調査委員会は、いじめ防止の一層の充実と*重大事態に係る調査を行うために設置され、医師、弁護士、心理・福祉の専門家、学識経験者で構成されています。現在香取市では、重大事態は発生していません。

今回は、いじめ防止の一層の充実とその対策を探るため、実際に子供達と接している方々である学校、PTA、行政、警察等の関係者が集まり話し合いが行われました。重大事態の説明、SNSによるいじめ等について質疑と情報交換を行いました。その中で、いじめも含めSNSのトラブルは、学校も親も知らないところで発生していますので、学校と家庭がそれぞれ当事者意識を持ち、連携していくことが大切であることが確認されました。また、SOS教育についても説明しました。

教育委員会としては、引き続き、各学校に対し、積極的ないじめの認知、それに対する適切な初期対応を指導しているところです。

- *重大事態とは ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき

8月5日 教育長と語る会

教育長と語る会は、香取市の教職員と教育委員会が直接話し合いを行う会です。

学校の施設、学力の向上、部活動の地域移行、その他実践上の問題点などについて情報交換を行いました。情報交換を通して、教職員が真摯に子どもと向きあっていること、教職員のほうでも教育委員会でもできる限りお互いの要望に応えようとしていることが共有できました。

いろいろな集まりの中で、先輩方から、「見る月是一个」という言葉が出てくることがあります。

この言葉は、現場の教職員、教育委員会（教育行政）という立場は違いますが、子どもたちの健全な成長を目指すことは変わらないという意味を持ちます。香取地区はお互いの立場を尊重し協力しながら、教育活動を積み重ねてきました。こうした良き伝統を継承しながら、香取市の教育を充実していきたいと考えました。

教育長

8月21日 定例記者会見

9月議会に関する定例記者会見が行われました。
教育委員会関係では、リーディングスキルテスト、小江戸マラソン、中学生議会について説明をしましたが、質問はありませんでした。

10 議決事項

議案第1号

香取市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定について

教育長

議案第1号「香取市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案第1号「香取市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明させていただきます。
令和6年5月28日付けで文部科学省より「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」の一部改正について通知があり、それに基づき「香取市特別支援教育就学奨励費交付要綱」の一部を改正するものです。具体的には、国の参考様式に合わせて第2号様式の改正を行うものです。
この告示は公示の日から施行となります。
ご審議の程よろしくをお願いいたします。

教育長

ただいま提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案第1号について質疑に入ります。
質問等ございませんでしょうか。

委員・質疑

参考資料の違いが判らないのですが。

学校教育課長

項目が追加になったということで、内容が変わったというわけではありません。

教育長

他に質問等ございませんでしょうか。

委員

ありません。

教育長

それではご質問等ないので、議案第1号「香取市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定について」、採決してもよろしいでしょうか。
賛成の方は挙手を願います。

委員・審議

全員賛成

教育長

全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号

令和6年度香取市一般会計補正予算（第2号）（教育費関係予算）の提出の申出について

教育長

議案第2号「令和6年度香取市一般会計補正予算（第2号）（教育費関係予算）の提出の申出について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第2号「令和6年度香取市一般会計補正予算（第2号）（教育費関係予算）の提出の申出について」ご説明いたします。

本件は、令和6年9月香取市議会定例会に提出する、教育費関係の補正予算です。まず、議案書7頁をご覧ください。

「繰越明許費」とありますのは、小見川北小学校校舎長寿命化改修事業における設計等業務委託について、年度内に完了しない見込みであるため、設定するものです。

次の「債務負担行為補正」は、令和7年度から令和11年度までの「水の郷小学校外3校のスクールバス運行管理業務委託」の契約をするため設定するものです。

「地方債補正」は、文化会館設備改修事業債の限度額を変更をするものです。

続いて歳出予算について申し上げます。12頁、13頁をご覧ください。

帰国・外国人児童生徒受入体制整備事業397千円につきましては、語学指導補助員配置にかかる経費となります。

部活動地域移行推進事業108千円につきましては、部活動地域移行推進にかかる経費となります。

なお、この経費の財源は部活動の地域移行に向けた環境整備事業県委託金が充当されております。歳入の説明時に申し上げます。

小学校総務管理費修繕料13,100千円につきましては、竟成小学校消防用設備修繕や小見川中央小学校給水ポンプ修繕・瑞穂小学校外壁などの修繕に要する予算を追加しました。

中学校総務管理費修繕料12,000千円につきましては、佐原第五中学校消防用設備等修繕や佐原中学校1階廊下床材貼替修繕・香取中学校プログラムチャイムなどの修繕に要する予算を追加しました。

中学校教育振興費検査委託料1,180千円につきましては、中学2年生と中学校教職員を対象にした、リーディングスキルテスト検査業務委託でございます。このテストは、読解力診断検査で苦手な項目課題を明確にするものです。

展示・教育普及事業990千円につきましては、伊能忠敬記念館オリジナルトートバック制作委託料でございます。

文化会館施設改修事業3,057千円につきましては、佐原文化会館受電設備交換工事、資材等物価高騰による増額分でございます。

続きまして14頁、15頁をご覧ください。

スポーツセンター管理費714千円につきましては、消火器更新やキュービクル塗装修繕、コンデンサ更新費などに要する予算を追加しました。

学校給食センター施設管理費修繕料7,314千円については、学校給食センター内の調理場統合に伴う準備経費を追加しました。

学校給食センター運営事業施設備品購入費6,468千円については、学校給食調理用機器を更新することにより、徹底した衛生管理のもと安心した給食の提供が図れるよう経費を追加しました。

続きまして歳入について、申し上げます。

10頁、11頁にお戻りください。

教育総務費委託金7,025千円につきましては、部活動地域移行推進事業に、伊能忠敬記念館物販収入500千円をトートバック制作委託料に、文化会館設備改修事業債3,100千円を文化会館設備改修事業工事請負費にそれぞれ充当いたします。

教育長	ただいま提案理由の説明が終わりました。 資料確認の時間を取りたいと思いますので、確認の途中で質問がありましたらお願いしたいと思います。
委員・質疑	13頁、帰国・外国人児童生徒受入体制整備事業ですが、初めて聞いたような気がするのですが、今までこういった事業はありましたでしょうか。 また、具体的な事業の内容について教えてください。
学校教育課長	海外から引っ越してきて、日本語の理解がまだ進んでいないお子さんに対して支援するための制度です。 週1回1日程度ですけれど、その国の言葉で授業をし、学習のサポートをしています。 制度はこれまでもありました。
委員・質疑	その国の言葉を話せる方を呼んで、サポートしていただくということですか。
学校教育課長	市内でそういった方がいらっしゃれば、会計年度任用職員としてお願いしております。
委員・質疑	13頁、伊能忠敬記念館費の委託料がオリジナルトートバックということですが、トートバックの制作だけを委託しているのですか。ほかにもマグカップやデザインなども委託されているのでしょうか。
生涯学習課長	こちらにつきましては、トートバックを代表的に挙げさせていただきました。 来た記念に何か買って帰りたいが何もお土産がないと利用者の方からの要望が以前からあり、昨年度末に、トートバックを作成しようということで450枚くらい作りましたが、完売してしまいました。職員がデザインをしたクリアファイルを8月8日から販売を始めましたが、こちらも好調です。バッグの在庫がなくなってしまったので、多めに確保ができるように予算をつけさせていただきました。今回作成しましたクリアファイルも好評なようでしたら、増やしていこうと思っています。せっかく来たのというお声もありますので、商品開発を行い商品数を増やしていくことで、普及に繋がっていくのではないかと考えております。
教育長	他にご質問等なければ、議案第2号「令和6年度香取市一般会計補正予算（第2号）（教育費関係予算）の提出の申出について」、採決してよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手を願います。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第2号は原案のとおり可決しました。

11 報告事項

報告第1号

学校給食費に係る不納欠損金の報告について

教育長

続いて、報告に入ります。

報告第1号「学校給食費に係る不納欠損金の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

給食センター
次長

報告第1号「学校給食費に係る不納欠損金の報告について」ご説明いたします。

議案書19頁をご覧ください。

学校給食費の滞納徴収につきましては、滞納発生から督促、勧告、臨戸訪問等により取り組んでいるところですが、学校給食費は私債権であり、民法上の規定により放棄しない限り債権が残ることから、債権管理課と調整した上で、回収が不可能となった債権を放棄するものです。

滞納者の著しい生活困窮や時効期間の満了などにより、令和5年度滞納繰越分の学校給食費に係る不納欠損金対象者および滞納繰越額は、滞納者6人、274件、115万9,460円であり、債権放棄後に会計上の不納欠損処理を行いました。

債権放棄の事由は、香取市債権管理条例第7条第1項に規定されるもので、第1号は、当該債権につき消滅時効に係る時効期間が経過し、その者が市税についても滞納処分停止、いわゆる執行停止となり、請求しても権利実効性がないため学校給食費についても同様に徴収困難と判断されたものです。第5号は、生活保護法による生活保護費の受給が開始された者となります。

いずれも、滞納者がさまざまな理由により生活困窮の状況となり徴収が非常に困難となり、債権放棄したものです。

この債権放棄につきましては、令和6年9月香取市議会定例会での報告案件となります。

教育長

ただいまの説明について、質問等ございませんか。

委員・質疑

人数が6人で、件数が274件となっていますが、件数とは単純に、1か月で1件ということですか。

給食センター
次長

詳細につきましては、保護者が6人になりまして、274件というのは274月ということになります。

委員・質疑

給食費は申請すれば免除になると思うのですが、生活困窮という方は申請をしなかったという認識でよろしいでしょうか？

給食センター
次長

はい、そうなります。

委員・質疑

第1号該当の5人の方は、請求しても払ってくれなくての時効ということでしょうか。

給食センター
次長

税金につきましても納付が厳しいということから執行停止としました。税金も放棄するということになりましたので、給食費につきましても同様にさせていただきました。

教育長 他にご質問等ございますでしょうか。

委員 ありません。

教育長 以上で報告第1号は終わります。

報告第2号 香取市青少年問題協議会の委員の委嘱について

教育長 報告第2号「香取市青少年問題協議会の委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 報告第2号「香取市青少年問題協議会の委員の委嘱について」ご説明いたします。21頁から23頁をご覧ください。

青少年問題協議会は、香取市青少年問題協議会設置条例に基づき、香取市内の関係行政機関と青少年に関する施策の連絡調整を行い、青少年の健全な育成を図ることを目的とし設置されております。
その協議会委員の任期は3年で、7月末までが任期であったため、別紙の18名を委嘱したものであります。新任が1名、再任が17名です。
任期は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までとなります。

教育長 ただいまの説明について、質問等ございませんか。

委員 ありません。

教育長 以上で報告第2号は終わります。

12 その他

教育長 委員の皆様から何かありますか。

委員 オータムファミリーコンサートについて

教育長 事務局から何かありますか。

学校教育課長 令和6年度中学生議会の実施について

生涯学習課長 令和6年度香取市二十歳の集いについて

生涯学習課副参事 第16回香取小江戸マラソン大会について

教育総務課長 9月定例教育委員会議について

13 閉会宣言 堀越 教育長